

## 会議の概要（議事録）

会議の名称	(番号) 1 - 0 3	令和7年度第3回 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会		
開催日時	令和8年3月13日(金) 午前10時から午前11時まで			
開催場所	墨田区庁舎12階 123会議室			
出席者数	4名【委員】 安藤朝規 上林典子 松村雅生 吉田大祐（50音順・敬称略）			
	【主管課及び事務局】 総務部参事 総務部総務課文書管理係長 総務部総務課文書管理係係員			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	0人
	非公開(傍聴できない)			
議題等	<p>【報告事項】</p> <p>1 令和6年度における区政情報の公開等についての実施状況</p> <p>2 令和6年度における個人情報の保護に関する法律及び墨田区個人情報の保護に関する法律施行条例の運用状況</p>			
配布資料	<p>1 令和6年度における区政情報の公開等についての実施状況</p> <p>2 令和6年度における個人情報の保護に関する法律及び墨田区個人情報の保護に関する法律施行条例の運用状況</p>			
会議概要	<p>【報告事項1】 令和6年度における区政情報の公開等についての実施状況 委員からの意見及び質問並びに区からの説明及び回答は次のとおりである。 (副会長) 配布資料1 令和6年度における区政情報の公開等についての実施状況(以下「実施状況」という。)1ページの「処理状況」によると、非公開の決定をした案件が7件ある。どのような理由で非公開としたのか。 (総務課文書管理係長) 墨田区情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第6号に規定する事務事業情報に該当するとしたものや条例第6条第2号に規定する特定の個人を識別することができる情報であるとの理由で非公開としたものが多い。 (会長) 実施状況96ページの「情報公開請求の多い課」を見ると、全処理件数に対して、生活衛生課の処理件数が6割程度を占める。生活衛生課が多く扱う事業を営む個人の当該事業に関する情報については、当該事業を営む個人の権利利益を害するか否かという観点で公開の可否を判断していると思われる。しかし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、同時に個人情報保護法上の個人情報にも該当するものが多く、個人情報保護法の提供の制限(目的外提供の禁止)に係る規定の適用も受けることとな</p>			

る。このような情報の公開請求があった場合、個人情報保護法と条例のどちらに従って判断をしているのか。個人情報保護法が自治体に直接適用されるようになった令和5年度以後、事業を営む個人の当該事業に関する情報について、情報公開制度における取扱いを変えたことはあるか。

(総務課文書管理係長)

条例の規定による情報の公開は、当該情報の利用目的として包含されているという解釈もあるようなので、情報公開請求があったときは、条例の規定に従って公開の可否を判断している。従来と取扱いは変更していない。

(会長)

実施状況92ページの「請求者内訳」を見ると、区外個人が2割を占めるが、区外の個人が請求する目的としてどのようなことが考えられるか。

(総務課文書管理係長)

請求者が区政情報を請求する詳細な目的は把握していないが、調査の目的で、複数の自治体へ同様の情報を請求する例もあるようだ。

(副会長)

実施状況95ページ中、平成16年の備考欄に記載された「戸籍受附帳」とは何か。

(総務課文書管理係長)

戸籍受附帳の記載内容を詳しく把握しているわけではないが、届出事件本人の氏名等、個人情報に記載してあるものと思われる。そのため、非公開とした判断は妥当と考える。

(副会長)

なぜこのような当然に非公開となる情報の公開請求があったのか。

(委員)

かつて墨田区に存在した都立墨田産院に係る新生児取り違え事案に関して、取り違えのあった新生児の出生届出日前後にされた届出を調べるために行われた請求ではないか。

(総務課文書管理係長)

この取り違え事案については、先般、東京都に調査を命ずる判決があったので、個人情報保護法に基づき、戸籍受附帳情報を東京都に提供した。

【報告事項2】令和6年度における個人情報の保護に関する法律及び墨田区個人情報の保護に関する法律施行条例の運用状況

委員からの意見及び質問並びに区からの説明及び回答は次のとおりである。

(副会長)

業務委託先による漏洩事故はあったか。

(総務課文書管理係長)

令和6年度はない。

(副会長)

墨田区で、委託先から個人情報の漏洩が起きたことはあるか。

(総務課文書管理係)

過去の重大な事案としては、特定個人情報を取り扱う課税データ作製委託の受託業者が区の許諾を得ずに再委託をしていた事例がある。

(会長)

その件では、個人情報保護委員会の調査等があったのか。

	<p>(総務課文書管理係長) 個人情報保護委員会による立入検査があった。</p> <p>(副会長) 区と業務委託先間において、オンラインで個人情報をやりとりして個人情報の漏洩が起きた事案は直近1, 2年であったか。</p> <p>(総務課文書管理係) 直近1, 2年でそのような事例はない。</p> <p>(会長) 介護認定情報の請求が多い理由は何か。</p> <p>(副会長) 介護認定情報から分かる介護レベルが、介護サービスを利用する際の自己負担額や介護施設の入所条件等に影響するためではないか。</p> <p>(会長) 以前から、開示請求者自身に係る戸籍証明書や印鑑登録証明書の請求書、住民票の写しの交付申請書等の開示を求める請求がある。こうした開示請求に対する区の決定区分を見ると、不存在を含め不開示の決定をした場合が多いが、部分開示としたものもある。部分開示をすると請求者はどのような情報を得られるのか。</p> <p>(総務課文書管理係長) 開示請求者以外の個人に関する情報は不開示となるので、部分開示は、これら戸籍証明書等の申請書等に記載された申請者等の氏名等を被覆したものと思われる。したがって、開示請求者は、自分以外の誰かが自分の戸籍証明書等を請求したという事実を知ることができるが、それが誰なのかを知ることができない。</p> <p>(会長) 自分以外の第三者が自分の個人情報を入手しているという懸念があるため、このような開示請求がされているということか。</p> <p>(総務課文書管理係長) そのとおりだと思われる。</p> <hr/> <p>会議の概要は、以上である。</p>
所 管 課	総務部総務課文書管理係 (電話 03 - 5608 - 6241)